

校訂祝詞式

全

特260

599

6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始



特
260
599



校訂祝詞式

皇國書房編輯部編

全



皇國書房藏版

緒 言

一本書は祝詞式の教科用として編纂したものである。

一 原文は從來行はれてゐる祝詞正訓を底本とし、これに諸註を参考として、最も廣く訂正されてゐる訓方のみをとつて、改訂したものである。

一 卷末に祝詞式解題、祝詞解題、及註釋書名を附錄として加へたのは教授上の便宜を考慮した爲である。

昭和十三年九月

編 者 識

緒

言

一

校訂祝詞式

目

次

祝詞

祈年祭	一
春日祭	一
瀬大忌祭	一
廣瀨大忌祭	一
龍田風神祭	一
平野祭	一
久度古開	一
一	二〇
一八	一四
九	一一

六月月次祭	二二
大殿祭	二八
御門祭	三二
六月晦大祓	三三
東文忌寸部獻 <small>三塚刀</small> 時呪	三八
鎮火祭	三八
道饗祭	四一
大嘗祭	四三
鎮御魂齋戶祭	四四
伊勢大神宮	四五
二月祈年、六月十二月月次祭	四六
豐受宮 <small>(右同祭)</small>	四六

四月神衣祭	四七
六月月次祭	四八
九月神嘗祭	四九
豐受宮同祭	五〇
同神嘗祭	五一
齋內親王奉入時	五二
遷奉大神宮祝詞	五三
遷却祟神祭	五四
遣唐使時奉幣	五七
出雲國造神賀詞	五八

(祝詞附錄)

日 次 中 臣 毒 詞

祝詞式解題	六九
祝詞解題	七一
註釋書名	一〇三

目次

祝詞

○ 凡祭祀祝詞者。御殿。御門等祭。齋部氏祝詞。以外諸祭中臣氏祝詞。

○ 凡四時諸祭。不云祝詞者。神部皆依常例宣之。其臨時祭祀詞。所司隨事脩撰。前祭進官經處分。然後行之。

祈年祭

集侍神主祝部等諸聞食登宣。唯餘宜准此。

高天原爾神留坐。皇陸神漏伎命神漏彌命以天社國社登稱辭竟奉。皇神等能前爾白久。今年二月爾御年初將賜登爲而皇御孫命能宇豆能幣帛乎。朝日能豐逆登爾稱辭竟奉久登宣。

御年皇神等能前爾白久。皇神等能依左志奉牟。奧津御年乎。手肱爾水沫畫垂向股爾泥畫寄氏。取作牟奧津御年乎。八束穗能伊加志穗爾皇神等能依左志奉者初穗乎波千穎八百穎爾奉置氏。應閉高知應腹滿雙氏。汁爾母穎爾母稱辭竟奉牟。大野原爾生物者甘菜辛菜青海原住物者鰐。

能廣物鰐能狹物。奧津藻菜邊津藻菜爾至氏。御服者明妙照妙和妙荒妙爾稱辭竟奉牟。御年皇神能前爾白馬白猪白鷄種種色物乎備奉氏。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

大御巫能辭竟奉。皇神等能前爾白久。神魂高御魂生魂足魂玉留魂。大宮乃賣大御膳都神。辭代主登。御名者白而辭竟奉者。皇御孫命御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故。皇吾睦神漏伎命神漏彌命登。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

座摩乃神巫乃稱辭竟奉皇神等能前爾白久生井榮井津
 長井阿須波婆比支登御名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐
 下都磐根爾宮柱太知立高天原爾千木高知氏皇御孫命
 乃瑞能御舍乎仕奉氏天御陰日御蔭登隱坐氏四方國平
 安國登平久知食須我故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭
 競奉久登宣

御門能御巫能稱辭竟奉皇神等能前爾白久櫛磐間門命
 豊磐間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能御門爾湯都
 磐村能如塞坐氏朝者御門開奉夕者御門閉奉氏疏夫留

物能自下往者下乎守自上往者上乎守夜能守日能守爾
 守奉故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣
 生島能御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久生國足國登御
 名者白氏辭竟奉者皇神能敷坐島能八十島者谷蟆能狹
 度極鹽沫能留限狹國者廣久峻國者平久島能八十島墮
 事無皇神等能依左志奉故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱
 辭竟奉久登宣

辭別伊勢爾坐天照大御神能大前爾白久皇大御神能見
 霽志坐四方國者天能壁立極國能退立限青雲能靄極白

雲能墜坐向伏限。青海原者棹柁不干舟艤。能至留極大海。
 原爾舟滿都都氣。氏自陸往道者荷緒縛堅。氏磐根木根履。
 佐久彌氏馬爪至留限長道無間。久立都都氣。氏狹國者廣。
 久峻國者平久遠國者八十綱打挂。氏引寄如事。皇大御神。
 能寄奉波荷前者。皇大御神能大前爾如橫山打積置。氏殘。
 平波平聞看又皇御孫命御世乎。手長御世登堅磐爾常磐。
 爾齋比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎神漏彌命登。
 宇事物頸根衝拔。皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉。
 久登宣。

御縣爾坐皇神等前爾白久高市葛木十市志貴山邊曾布。
 登。御名者白氏。此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參來氏。皇
 御孫命能長御膳能遠御膳。登聞食故皇御孫命能宇豆乃。
 幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

山口坐皇神等能前爾白久飛鳥石村忍坂長谷畝火耳無。
 登。御名者白氏。遠山近山爾生立留大木小木乎。本末打切。
 氏持參來氏。皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏。天御蔭日御蔭。
 登隱坐氏。四方國乎。安國登平久知食須我故皇御孫命能。
 宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

水分坐皇神等能前爾白久吉野宇陀都祁葛木登御名者
 白氏辭竟奉者皇神等能寄志奉牛奧都御年乎八束穗能
 伊加志穗爾寄志奉者皇神等能寄志奉牛奧都御年乎八束穗能
 閉高知應腹滿雙氏稱辭竟奉氏遣乎波皇御孫命能朝御
 食夕御食能加牟加比爾長御食能遠御食登赤丹穗爾聞
 食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久乎諸聞食登

宣

辭別忌部能弱肩爾太多須支取挂氏持由麻波利仕奉禮
 留幣帛乎神主祝部等受賜氏事不過捧持奉登宣

春日祭

天皇我大命爾坐世恐岐鹿島坐健御賀豆智命香取坐伊
 波比主命枚岡坐天之子八根命比賣神四柱能皇神等能
 廣前仁白久大神等能乞賜比能任爾春日能三笠山能下
 津石根爾宮柱廣知立高天原爾千木高知氏天乃御蔭日
 乃御蔭止定奉氏貢流神寶者御鏡御橫刀御弓御梓御馬
 爾備奉理御服波明多閉照多閉和多閉荒多閉爾仕奉氏
 四方國能獻禮留御調能荷前取竝氏青海原乃物者波多

能廣物波多能狹物奧藻菜邊藻菜山野物者甘菜辛菜爾。
 至麻氏御酒者瓊上高知瓊腹滿竝氏雜物乎如橫山積置
 氏。神主爾某官位姓名乎定氏獻流宇豆乃大幣帛乎安幣
 帛乃足幣帛登平久安久聞食者登皇大御神等乎稱辭竟
 奉久登白如此仕奉爾依氏今母去前母天皇我朝廷乎平
 久安久足御世乃茂御世爾齊奉利常磐爾堅磐爾福開奉
 利預而仕奉流處處家家王等卿等乎母平久天皇我朝廷
 竟奉良久登白。「大原野枚岡等祝詞准此。」
 伊加志夜久波叡能如久仕奉利佐加叡志米賜登稱辭竟
 竟奉良久登白。

廣瀨大忌祭

廣瀨能川合爾稱辭竟奉流皇神能御名乎白久御膳持須
 流若宇加能賣能命登御名者白氏此皇神前爾辭竟奉久
 皇御孫命能宇豆能幣帛乎令捧持氏王臣等乎爲使氏稱
 辭竟奉久乎神主祝部等諸聞食登宣

奉流宇豆乃幣帛者御服明妙照妙和妙荒妙五色物楯戈
 御馬御酒者瑟能閉高知瑟能腹滿雙氏和稻荒稻爾山爾
 住物者毛能和支物毛能荒支物大野能原爾生物者甘菜

辛菜。青海原。爾住物者。鰐能廣支物。鰐能狹支物。奧津藻菜
 邊津藻菜。爾至萬氏置足。氏奉久登。皇神前爾白賜部止宣。
 如此奉宇豆乃幣帛乎。安幣帛能足幣帛止。皇神御心平久。
 安久聞食。氏。皇御孫命能長御膳能遠御膳止。赤丹能穗爾。
 聞食。牟。皇神能御刀代乎始。氏親王等王臣等天下公民能。
 手肱爾水沫畫垂向股。爾泥畫寄。氏取將作奧都御歲乎。八。
 束穗爾皇神能成幸賜者。初穗者汁。爾母穎爾母。千稻八千。
 稻爾引居氏如橫山打積置。秋祭奉牟登。皇神前爾白賜登宣。

倭國能六御縣乃山口爾坐皇神等前爾母。皇御孫命能宇
 豆乃幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙五色物。楯戈至萬氏奉如
 此奉者皇神等乃敷坐須山山乃自口狹久那多利爾下賜
 水乎。甘水登受而天下乃公民乃取作禮留奧都御歲乎惡。
 風荒水爾不相賜汝命乃成幸波。閑賜者初穗者汁。爾母穎
 爾母。應乃閑高知處腹滿雙氏如橫山打積置。氏奉牟登王
 等臣等百官人等倭國乃六御縣能刀禰男女爾至萬氏今
 年某月某日諸參出來氏。皇神前爾宇事物頸根築拔氏朝
 日乃豐逆登爾稱辭竟奉久乎。神主祝部等諸聞食止宣。

龍田風神祭

龍田爾稱辭竟奉皇神乃前爾白久志貴島爾大八島國知
 志皇御孫命乃遠御膳乃長御膳止赤丹乃穗爾聞食須五
 穀物乎始氏天下乃公民乃作物乎草乃片葉爾至萬氏不
 成一年二年爾不在歲真尼久傷故爾百能物知人等乃
 卜事爾出奉神乃御心者此神止白止負賜支此乎物知人
 等乃卜事乎以氏卜止母出留神乃御心母無止白止聞看
 氏皇御孫命詔久神等乎波天社國社止忘事無久遺事無

久稱辭竟奉止思志行波須乎誰神曾天下乃公民乃作物
 物乎不成傷神等波我御心曾止悟奉禮止宇氣比賜支是
 以皇御孫命大御夢爾悟奉久天下乃公民乃作物乎惡
 風荒水爾相都都不成傷波我御名者天乃御柱乃命國乃
 御柱乃命止御名者悟奉氏吾前爾奉牟幣帛者御服者明
 妙照妙和妙荒妙五色乃物楯戈御馬爾御鞍具氏品品乃
 幣帛備氏吾宮者朝日乃日向處夕日乃日隱處乃龍田能
 立野乃小野爾吾宮波定奉氏吾前乎稱辭竟奉者天下乃
 公民乃作物者五穀乎始氏草乃片葉爾至萬氏成幸

祝詞

一六

閉奉車止悟奉支。是以皇神乃辭教悟奉處仁宮柱定奉氏。此乃皇神能前爾稱辭竟奉爾。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎令捧持氏王臣等乎爲使氏。稱辭竟奉久止。皇神乃前爾白賜事乎。神主祝部等諸聞食止宣。

奉宇豆乃幣帛者比古神爾御服明妙照妙和妙荒妙五色物。楯戈御馬爾御鞍具氏品品能幣帛獻比賣神爾御服備。金能麻筈金能楯金能持明妙照妙和妙荒妙五色能物御馬爾御鞍具氏雜幣帛奉氏御酒者應能閉高知應腹滿雙氏和稻荒稻爾山爾住物者毛乃和物毛乃荒物大野原生物者甘菜辛菜青海原爾住物者鰐能廣物鰐能狹物奧都藻菜邊都藻菜爾至萬氏爾如橫山打積置氏奉此宇豆乃幣帛乎安幣帛能足幣帛止。皇神能御心爾平久聞食氏天下能公民能作作物乎惡風荒水爾不相賜皇神乃成幸閉賜者初穗者應能閉高知應腹滿雙氏汗爾母穎爾母八百稻千稻爾引居置氏秋祭爾奉車止。王卿等百官能人等倭國六縣能刀禰男女爾至萬氏爾今年四月。今年七月者云二參集氏皇神能前爾宇事物頸根築拔氏今日能朝日能豐逆登爾稱辭竟奉流皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。神主祝部

等被賜 氏墮事無奉 禮登宣命乎諸聞食止宣

平野祭

天皇我御命爾坐世今木與利仕奉來流。皇大御神能廣前
 爾白給久。皇大御神乃乞志給乃任爾。此所能底津石根爾。
 宮柱廣敷立高天乃原爾千木高知氏天能御蔭日能御蔭
 登定奉氏神主爾神祇某官位姓名定氏進流神財波御弓。
 御太刀御鏡鈴衣笠御馬乎引竝氏御衣波明多閉照多閉
 和多閉荒多閉爾備奉利氏四方國能進禮流。御調能荷前
 久登申。

乎取竝氏御酒波。應戶高知腹滿竝氏。山野能物波甘菜
 辛菜青海原乃物波。多能廣物波多能狹物。奧都毛波邊
 津毛波爾至麻氏雜物乎。如橫山置高成氏獻流宇豆乃大
 幣帛乎平久所聞氏天皇我御世乎。堅磐爾常磐齋奉利伊
 賀志御世爾幸閉奉氏萬世爾御坐令在米給登稱辭竟奉
 久登申。

又申久參氏仕奉流親王等王等臣等百官人等乎母夜守
 日守爾守給氏天皇我朝廷爾伊夜高爾伊夜廣爾伊賀志
 夜具波江乃如久立榮之米令仕奉給登稱辭竟奉久止申

久度古開

天皇我御命爾坐世。久度古開二所能宮爾之氏仕奉來流。
 皇御神能廣前爾白給久。皇御神能乞比給萬比之任爾此。
 所能底津石根爾宮柱廣敷立高天能原爾千木高知氏天。
 能御蔭日能御蔭止定奉氏神主爾某官位姓名定氏進流。
 神財波御弓御太刀御鏡鈴衣笠御馬平引竝氏御衣波明。
 多閉照多閉和多閉荒多閉備奉氏四方國乃進禮留御調。
 乃荷前乎取竝氏御酒波應能閉高知應能腹滿竝氏山野。
 競奉久登申。

物波甘菜辛菜青海原乃物波鰐乃廣物鰐乃狹物奧都毛。
 波邊都毛波爾至末天雜物乎如橫山置高成氏獻流宇豆。
 乃大幣帛乎平久所聞氏天皇我御世乎堅磐爾常磐爾齋。
 奉利伊賀志御世爾幸閉奉氏萬世爾御令坐米給登稱辭。
 日守爾守給氏天皇我朝廷爾彌高爾彌廣仁伊賀志夜具。
 波江能如立榮氏令仕奉給登稱辭竟奉良久登申。

六月月次祭准レ之

集侍神主祝部等諸聞食登宣

高天原爾神留坐。皇睦神漏伎命。神漏彌命以天社國社登
稱辭竟奉。皇神等前爾白久。今年乃六月月次幣帛。「十二月スニ

御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣

大御巫能辭竟奉。皇神等能前爾白久。神魂高御魂。生魂足
魂玉留魂。大宮賣御膳都神。辭代主登。御名者白氏。辭竟奉

者。皇御孫命乃御世乎。手長御世登。堅磐爾常磐。爾齋比奉。
茂御世爾幸聞奉故。皇吾睦神漏伎命。神漏彌命登。皇御孫
命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣

座摩乃御巫辭竟奉。皇神等乃前爾白久。生井榮井津長井。
阿須波婆比伎登。御名者白氏。辭竟奉者。皇神能敷坐。下都
磐根爾宮柱太知立。高天原爾千木高知。氏。皇御孫命瑞乃
御舍仕奉氏。天御陰日御蔭登。隱坐氏。四方國乎安國登平。
久知食須故。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久登宣。

御門乃御巫能辭竟奉。皇神等能前爾白久。櫛磐間門命豐

磐間門命登御名者白氏辭竟奉者四方能御門爾湯都磐
 村能如久塞坐氏朝者御門開奉夕者御門閉奉氏疎布留
 物乃自下往者下乎守自上往者上乎守夜乃守日乃守爾
 守奉故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱辭竟奉久登宣
 生島乃御巫能辭竟奉皇神等乃前爾白久生國足國登御
 名者白氏辭竟奉者皇神乃敷坐島乃八十島者谷蟆能狹
 度極鹽沫乃留限利狹國者廣久嶮國者平久島乃八十島
 墮事無久皇神等寄志奉故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎稱
 辭竟奉久登宣

辭別伊勢爾坐天照大御神乃大前爾白久皇大御神乃見
 霽志坐四方國者天乃壁立極國乃退立限青雲能靄極白
 雲乃向伏限青海原者棹柂不干舟艤乃至留極大海原爾
 舟滿都都氣氏自陸往道者荷緒結堅氏磐根木根履佐久
 彌氏馬爪至留限長道無間久立都都氣氏狹國者廣久峻
 國者平久遠國者八十綱打挂氏引寄如事皇大御神寄志
 奉良波荷前者皇大御神乃前爾如橫山打積置氏殘乎波
 比奉茂御世爾幸閉奉故皇吾睦神漏伎命神漏彌命登鶴
 平聞看又皇御孫命御世乎手長御世登堅磐爾常磐爾齋

自物頸根衝拔氏。皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久。

登宣。

御縣爾坐。皇神等乃前爾白久。高市葛木十市志貴山邊曾布登。御名者白氏。此六御縣爾生出甘菜辛菜乎持參來氏。皇御孫命乃長御膳乃遠御膳登聞食故皇御孫命能宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久。

登宣。

山能口坐。皇神等乃前爾白久。飛鳥石村忍坂長谷畝火耳無登。御名者白氏。遠山近山爾生立流。大木小木乎。本末打切氏持參來氏。皇御孫命乃瑞乃御舍仕奉氏。天御蔭日御

陰登隱坐氏。四方國乎。安國登平久知食須我故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久。

登宣。

水分坐。皇神等乃前爾白久。吉野宇陀都祁葛木登。御名者白氏辭竟奉者。皇神等依志奉卒。奧都御年乎。八束穗乃伊加志穗爾依志奉者。皇神等初穗者穎爾母汁爾母。穗閉高知穗腹滿雙氏。稱辭竟奉氏。遺乎波皇御孫命乃朝御食夕御食乃加牟加比爾。長御食乃遠御食登。赤丹穗爾聞食辭別忌部乃弱肩爾太極取挂氏。持由麻波利仕奉禮留幣故皇御孫命乃宇豆乃幣帛乎。稱辭竟奉久。登諸聞食止宣。

帛乎。神主祝部等受賜。氏事不過。捧持奉。登宣。

大殿祭

高天原爾神留坐須。皇親神魯企神魯美之命以。氏。皇御孫之命乎。天津高御座爾坐。氏。天津璽乃鏡劍乎。捧持賜天。言壽。壽古語云許止保企。一言。久。皇我宇都御子皇御孫之命此。乃天津高御座爾坐。氏。天津日嗣乎。萬千秋乃長秋爾。大八洲。豐葦原瑞穗之國乎。安國止平氣久所知食止。古語云志。留木乎。齊部能齋斧乎。以伐採氏。本末乎。波山神爾祭氏。中間乎。持出來氏。齊鉏乎。以氏。齊柱立氏。皇御孫之命乃天之御翳日之御翳止。造奉仕禮。留瑞之御殿。古語云良可。汝屋船命爾。天津奇護言乎。伊波比許登。以氏。言壽鎮白久。此乃敷坐大宮地底津磐根乃極美。下津綱根。古語云番繩之謂之綱根。波府虫能禍無久。高天原波青雲乃靄久極美。天乃血垂飛鳥乃禍無久。堀堅多留柱。桁梁戶牖乃錯。比古語云。動鳴事無久。引結幣

魯葛目能緩比。取葺計魯草乃噪岐。古語云蘇蘇岐。無久御床都比能。
 佐夜伎夜女能伊須須伎伊豆都志伎事無久。平氣久安久。
 奉護留神御名乎白久屋船久久遲命。是木屋船豐宇氣姬。
 命登是稻靈也。俗謂字賀能美多麻。今世產屋以米散屋中之類也。
 皇御孫命乃御世乎堅磐常磐爾奉護利五十樞御世乃足。
 良志御世爾田永能御世止奉福爾依氏齋玉作等我持齋。
 波利持淨麻波利造仕禮留瑞八尺瓊能御吹伎乃五百都。
 御統乃玉爾明和幣。古語云爾伎氏曜和幣乎附氣氏齋部宿禰某。
 我弱肩爾太極取懸氏言壽伎鎮奉事能漏落武事乎波神。
 詞別白久大宮賣命登御名乎申事波。皇御孫命乃同殿能。
 裏爾塞坐氏參入罷出人能選比所知志。神等能伊須呂許。
 比阿禮比坐乎言直志和志。古語云坐氏。皇御孫命朝乃御。
 膳夕乃御膳供奉流比禮懸伴絳襯懸伴絳乎手蹠足蹠。古語。
 邪意穢心無久宮進米爾進宮勤爾勤之米氏咎過在乎波。
 見直志聞直坐氏平良氣久安良氣久令良氣久令仕奉坐爾依氏大。

宮賣命止御名乎稱辭竟奉久登白。

御門祭

櫛磐牖豐磐牖命登御名乎申事波四方内外御門爾如湯津磐村久塞坐氏四方四角與利疎備荒備來武天能麻我都比登云神乃言武惡事爾。古語云三麻相麻自許利相口會賜事無久自上往波上護利自下往波下護利待防掃却言排坐氏朝波開門夕波閉門氏參入罷出人名乎問所知志咎過在乎波神直備大直備爾見直聞直坐氏平良氣久安

良氣久令奉仕賜故爾豐磐牖命櫛磐牖命登御名乎稱辭竟奉久登白。

六月晦大祓

十二月

集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣
天皇朝廷爾仕奉留比禮挂伴男手襪挂伴男鞬負伴男劍佩伴男伴男乃八十伴男乎始氏官官爾仕奉留人等乃過犯家卒雜雜罪乎今年六月晦之大祓爾祓給比清給事乎諸聞食止宣。

高天原爾神留坐。皇親神漏岐神漏美乃命以氏八百萬神等乎。神集集賜比。神議議賜氏我皇御孫之命波。豐葦原乃水穗之國乎。安國止平久知所食止事依志奉伎如此依志奉志國中爾荒振神等乎。波。神問志爾問志賜神掃掃賜比氏語問志磐根樹立草之垣葉乎。毛語止氏天之磐座放天之八重雲乎。伊頭乃千別爾千別氏天降依志奉支如此久依左志奉志四方之國中登大倭日高見之國乎。安國止定奉氏下津磐根爾宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御孫之命乃美頭乃御舍仕奉氏天之御陰日之御陰止隱坐

氏安國止平氣久所知食武國中爾成出武天之益人等我過犯家卒雜雜罪事波。天津罪止畔放溝埋樞放頻蔣串刺生剝逆剝屎戶許許太久乃罪乎。天津罪止法別氣氏國津罪止波。生膚斷死膚斷白人胡久美已母犯罪已子犯罪母與子犯罪子與母犯罪畜犯罪昆蟲乃災高津神乃災高津鳥災畜仆志。蟲物爲罪許許太久乃罪出武如此出波天津宮事以氏大中臣天津金木乎。本打切未打斷氏千座置座爾置足波志氏天津菅曾乎。本刈斷末刈切氏八針爾取辟氏天津祝詞乃太祝詞事乎宣禮如此久乃良波天津神波。

天磐門乎押披氏。天之八重雲乎。伊頭乃千別爾千別氏所
 聞食武國津神波。高山之末短山之末爾上坐氏。高山之伊
 穂理短山之伊穗理乎撥別氏所聞食武。如此所聞食氏波。
 皇御孫之命乃朝廷乎始氏。天下四方國爾波。罪止云布罪
 波不在止科戶之風乃。天之八重雲乎吹放事之如久朝之
 御霧夕之御霧乎。朝風夕風乃吹掃事之如久。大津邊爾居
 大船乎。舳解放艤解放氏。大海原爾押放事之如久。彼方之
 繁木本乎。燒鎌乃敏鎌以氏打掃事之如久。遣罪波不在止
 祔給比清給事乎。高山之末短山之末與里。佐久那太理爾

落多支都速川能瀨坐須瀨織津比咩止云神大海原爾持
 出奈武。如此持出往波荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之鹽
 乃八百會爾坐須速開都比咩止云神持可可吞氏卒。如此
 久可可吞氏波氣吹戶坐須氣吹戶主止云神根國底之國
 爾氣吹放氏卒。如此久氣吹放氏波根國底之國爾坐速佐
 須良比咩登云神持佐須良比失氏卒。如此久失氏波天皇
 我朝廷爾仕奉留官官人等乎始氏。天下四方爾波自今日
 始氏罪止云布罪波不在止高天原爾耳振立聞物止馬牽
 立氏今年六月晦日夕日之降乃大祓爾祓給比清給事乎。

諸聞食止宣四國卜部等大川道爾持退出氏祓却止宣

東文忌寸部獻橫刀時呪准此西文部

謹請皇天上帝三極大君日月星辰八方諸神司命司籍左東王父右西王母五方五帝四時四氣捧以銀人請除禍災捧以金刀請延帝祚呪曰東至扶桑西至虞淵南至炎光北至弱水千城百國精治萬歲萬歲萬歲

鎮火祭

高天原爾神留坐皇親神漏義神漏美能命持氏皇御孫命波豐葦原乃水穗國乎安國止平久所知食止天下所寄奉志時爾事寄奉志天都詞太詞事乎以氏申久神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹背二柱嫁繼給氏國乃八十國島能八十島乎生給比八百萬神等乎生給比氏麻奈弟子爾火結神生給氏美保止被燒氏石隱坐氏夜七夜晝七日吾乎奈見給比曾吾奈妹乃命止申給比支此七日爾波不足氏隱坐事奇止氏見所行須時火乎生給氏御保止乎所燒坐支是時爾吾名妹乃命能吾乎見給布奈止申乎吾乎見阿波

多志給。比津止申給。氏。吾名妖能命。波。上津國乎所知食倍
 志。吾波下津國乎所知。卒止白。氏。石隱給。氏。與美津枚坂
 至坐。氏所思食久。吾名妖命能所知食。上津國爾。心惡子乎
 生置。氏來奴止宣。氏返坐。氏更生子水神。匏川菜埴山姬。四
 種物乎生給。氏此能心惡子乃心荒。比會波。水神匏埴山姬
 川菜乎持。氏鎮奉禮止事教悟給支。依此氏稱辭竟奉者皇
 御孫能朝廷。御心一速。比給波志止爲。氏進物。明妙照
 妙和妙荒妙五色物乎備奉。氏青海原爾住物者鰐廣物鰐
 狹物。奥津海菜邊津海菜爾至萬氏爾。御酒者颶邊高知。颶
 腹滿雙。氏和稻荒稻爾至萬氏爾。如橫山置高成。氏天津祝
 詞乃太祝詞事以氏稱辭竟奉久止申。

道饗祭

高天之原爾事始。氏。皇御孫之命止稱辭竟奉大八衢爾湯
 津磐村之如久。塞坐。皇神等之前爾申。久。八衢比古八衢比
 賣久那斗止。御名者申。氏。辭竟奉久。波根國底國與里麤備
 疎備來物爾。相率相口會事無。氏下行者下乎守理。上往者
 上乎守理。夜之守日之守爾。守奉齋奉禮止進幣帛者明妙

照妙和妙荒妙爾備奉御酒者應邊高知應腹滿雙氏汁爾
母額爾母。山野爾住物者毛能和物毛能荒物青海原爾住
物者鰐乃廣物鰐乃狹物奧津海菜邊津海菜爾至萬氏爾
橫山之如久置所足氏之タツルカ止申。又親王王等臣等百官人
八衢爾湯津磐村之如久塞坐氏。皇御孫命乎堅磐爾常磐
爾齋奉茂御世爾幸閉奉給止申。太祝詞事乎以氏稱辭竟奉止申。
等天下公民爾至萬氏爾平久齋給部止神官天津祝詞乃
太祝詞事乎以氏稱辭竟奉止申。

大嘗祭

集侍神主祝部等諸聞食登宣。
高天原爾神留坐皇睦神漏伎神漏彌命以天社國社登敷
坐留。皇神等前爾白久。今年十一月中卯日爾。天都御食乃
長御食能遠御食登。皇御孫命乃大嘗聞食牟爲故爾。皇神
等相宇豆乃比奉氏。堅磐爾齋比奉利。茂御世爾幸
閉奉牟止依志氏。千秋五百秋爾平久安久聞食氏。豐明爾
明坐牟。皇御孫命能宇豆能幣帛乎。明妙照妙和妙荒妙

備奉氏朝日豐榮登爾稱辭竟奉久乎諸聞食登宣
事別忌部能弱肩爾太強取挂氏持由麻波利仕奉禮留幣
帛乎神主祝部等請氏事不落捧持氏奉登宣

鎮御魂齋戸祭

中宮春宮齋戸祭亦同。

高天之原爾神留坐須皇親神漏伎神漏美能命乎以氏皇
御孫之命波豐葦原能水穗國乎安國止定奉氏下津磐根
爾宮柱太敷立高天之原爾千木高知氏天之御蔭日之御
蔭止稱辭竟奉氏奉御衣波上下備奉氏宇豆乃幣帛波明

妙照妙和妙荒妙五色物御酒波颶邊高知颶腹滿雙氏山
野物波甘菜辛菜青海原物波鰐廣物鰐狹物奧津海菜邊
津海菜爾至萬氏爾雜物乎如橫山置高成氏獻留宇豆乃
幣帛乎安幣帛能足幣帛止平久聞食氏皇良我朝廷乎常
磐爾堅磐爾齋奉茂御世爾幸聞奉給氏自此十二月始來
十二月爾至萬氏爾平久御坐所令御坐給止今年十二月
某日齋比鎮奉止申

伊勢大神宮

二月祈年。六月十一月月次祭

天皇我御命以氏度會乃宇治乃五十鈴川上乃下津石根爾稱辭竟奉留。皇大神能大前爾申久常毛進流二月祈年
〔月月次之辭相換〕
 大幣帛乎。某官位姓名乎爲使天令捧持氏進給布御命乎申給久止申。

豐受宮

天皇我御命以氏度會乃山田原乃下津石根爾辭稱竟奉

流。豐受皇神爾申久常毛進流二月祈年
 天高知天稱辭竟奉留。天照坐皇大神乃大前爾申久服織
 麻績乃人等乃常毛奉仕留。和妙荒妙乃織乃御衣乎進事
 乎申給止申荒祭宮爾毛如是申天進止宣

四月神衣祭

准此

度會乃宇治五十鈴川上爾大宮柱太敷立天高天原爾千木高知天稱辭竟奉留。天照坐皇大神乃大前爾申久服織
 麻績乃人等乃常毛奉仕留。和妙荒妙乃織乃御衣乎進事
 乎申給止申荒祭宮爾毛如是申天進止宣

六月月次祭ナリハニスミ
准此ナラフシテ

度會乃宇治五十鈴乃川上爾。大宮柱太敷立天。高天原爾。
千木高知天稱辭竟奉留。天照坐皇大神乃大前爾申進留。

天津祝詞乃太祝詞乎。神主部物忌等諸聞食止宣。

「禰宜人」

天皇我御命爾坐御壽乎。手長乃御壽止。湯津如磐村常磐
堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比。阿禮坐皇子等乎。毛惠給
比百官人等天下四方國能百姓爾至萬天長平久作食留。

五穀乎毛豐爾令榮給比。護惠比幸給止。三郡國國處處
寄奉禮留神戶人等能常毛進留御調絲由貴能御酒御贊
乎。如橫山置足成天。大中臣太玉串爾隱侍天。今年六月十
七日乃朝日乃豐榮登爾稱申事乎。神主部物忌等諸聞食
止宣。荒祭宮月讀宮爾毛。如是久申進止宣。亦稱唯。

九月神嘗祭

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流。
天照坐皇大神能大前爾申給久常毛進流九月之神嘗乃

大幣帛乎。某官某位某王中臣某官某位某姓名乎爲使。忌部弱肩爾太襪取懸持齋波里令捧持氏進給布御命乎。申給久止申。

豐受宮同祭

天皇我御命以氏度會能山田原爾稱辭竟奉流皇神前。申給久常毛進留九月之神嘗能大幣帛乎。某官某位某王中臣某官某位某姓名乎爲使。氏忌部弱肩爾太襪取懸持齋波理令捧持氏進給布御命乎。申給久止申。

同神嘗祭

度會乃宇治能五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立氏高天原。千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇大神乃大前爾申進。留天津祝詞乃太祝詞乎。神主部物忌等諸聞食止宣内人宜。天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐。堅磐爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐皇子等乎毛惠給。比百官人等天下四方國乃百姓爾至萬天長平久護惠美。等ト共称唯。

幸倍給止三郡國國處處寄奉禮留神戶人等能常毛進留
由紀能御酒御贊懸稅千稅餘五百稅乎如橫山久置足成
天大中臣太玉串爾隱侍天今年九月十七日朝日豐榮登
爾天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎神主部物忌等諸聞
食止宣等稱唯_{トアス}荒祭宮月讀宮爾毛如此久申進止宣主神

齋内親王奉入時

進神嘗幣詞申畢次卽申云辭別氏申給久今進流齋内

親王波依恒例氏三年齋比清麻波理氏御杖代止定氏進
給事波皇御孫之尊乎天地日月止共爾常磐堅磐爾平氣
久安久御坐志米武止御杖代止進給布御命乎大中臣茂
梓中取持氏恐美恐美毛申給久止申

遷奉大神宮祝詞

豐受宮准此

皇御孫命能御命乎以氏皇大御神能大前爾申給久常乃
例爾依氏廿年爾一遍比大宮新仕奉氏雜御裝束物五十
四種神寶廿一種乎儲備天祓清賣持忌波理氏預供奉辨

官某位某姓名乎差使氏進給狀乎申給久止申

遷却崇神祭

高天之原爾神留坐氏事始給志神漏伎神漏美能命以氏天之高市爾八百萬神等乎。神集集給比神議議給氏我皇御孫之尊波豐葦原能水穗之國乎安國止平氣久所知食止。天之磐座放氏天之八重雲乎伊頭之千別支爾千別氏天降所寄奉志時爾誰神乎先遣波志水穗國能荒振神等乎。神攘攘平氣武止神議議給時爾諸神等皆量申久天穗

日之命乎遣而平氣武止申支是以天降遣時爾此神波返言不申氏次遣志健三熊之命毛隨父事氏返言不申又遣志天若彥毛返言不申氏高津鳥殃爾依氏立處爾身亡支。是以天津神能御言以氏更量給氏經津主命健雷命二柱神等乎天降給比氏荒振神等乎神攘攘給比神和和給氏語問志磐根樹立草之片葉毛語止氏皇御孫之尊乎天降所寄奉支如此久天降所寄奉志四方之國中止大倭日高見之國乎安國止定奉氏下津磐根爾宮柱太敷立高天之原爾千木高知氏天之御蔭日之御蔭止仕奉氏安國止平

氣久所知食武。皇御孫之尊乃天御舍之內仁坐須皇神等
波荒備給比健備給比崇給事無志氏高天之原爾始志事
乎。神奈我良毛所知食氏神直日大直日爾直志給比氏自

此地波四方乎見霽山川能清地爾遷出坐氏吾地止宇須
波伎坐世止進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏見明
物止鏡觀物止玉射放物止弓矢打斷物止太刀馳出物止
御馬御酒者膳戶高知膳腹滿雙氏米爾毛穎爾毛山爾住
物者毛乃和物毛能荒物大野原爾生物者甘菜辛菜青海
原爾住物者鰐廣物鰐狹物奧津海菜邊津海菜爾至萬氏

爾。橫山之如久。凡物爾置所足氏奉留宇豆乃幣帛乎。皇神
等乃御心毛明爾安幣帛乃足幣帛止平久聞食氏崇給比
健備給事無之氏山川之廣久清地爾遷出坐氏神奈我良
鎮坐世止稱辭竟奉止申。

遣唐使時奉幣

皇御孫尊乃御命以氏。住吉爾稱辭竟奉留。皇神等乃前爾
申賜久。大唐爾使遣佐卒止爲爾依船居無氏。播磨國與理
船乘爲氏使者遣佐卒止所念行間爾。皇神命以氏。船居波ハ

吾作奉止教悟給比支。教悟給比那我良船居作給部禮波。
悅己備嘉志美禮代乃幣帛乎官位姓名爾令捧賣氏進奉
久止申。

出雲國造神賀詞

出雲國之造者穗日命之後也。

八十日日波在止毛。今日能生日能足日爾。出雲國國造姓
名恐美恐美毛申賜久挂麻久毛畏岐明御神止大八島國
所知食須天皇命乃大御世奉手長能大御世止齋止若後
者加者後宇爲氏出雲國乃青垣山內爾下津石根爾宮柱太敷立

氏高天原爾千木高知坐須伊射那伎乃日真名子加夫呂
伎熊野大神櫛御氣野命國作坐志大穴持命二柱神奉始
天百八十六社坐皇神等奉某甲我弱肩爾太禪取挂天伊
都幣能緒結天乃美賀祕冠利天伊豆能眞屋爾麌草奉伊
豆能席登刈敷支天伊都閉黑益之天能磧和爾齋許母利
氏志都宮爾志都米仕奉氏朝日能豐榮登爾伊波比乃返
事能神賀吉詞奏賜波久登奏。

高天能神王高御魂神魂命能。皇御孫命爾天下大八島國
乎事避奉之時出雲臣等我遠祖天穗比命乎。國體見爾遣

時爾天能八重雲乎押別氏天翔國翔氏天下乎見廻氏返
 事申給久豐葦原乃水穗國波晝波如五月蠅水沸支夜波
 如火燈光神在利石根木立青水沫毛事問天荒國在利然
 毛鎮平天皇御孫命安國止平久所知坐之米牟止申氏
 已命兒天夷鳥命布都怒志命乎副天天降遣天荒布留
 神等乎撥平氣國作之大神乎毛媚鎮天大八島國現事顯
 事令事避支乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大
 倭國申天已命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛魁玉
 事登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐已命乃御子阿遲須
 命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐已命乃御子阿遲須
 伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能神奈備爾坐事代主
 命能御魂乎宇奈提乃神奈備爾坐賀夜奈流美命乃御魂
 乎飛鳥乃神奈備爾坐天皇孫命能近守神登貢置天八百
 丹杵築宮爾靜坐支是爾親神魯伎神魯美乃命宣久汝天
 穂比命波天皇命能手長大御世乎堅磐爾常磐爾伊波比
 奉伊賀志乃御世爾佐伎波閉奉登仰賜志次乃隨爾供齋
 「若後齊時者。加後字」
 登御禱乃神寶獻良久止奏白玉能大御白髮坐赤玉能御
 阿加良毘坐青玉能水江玉乃行相爾明御神登大八島國

所知食天皇命能手長大御世乎。御橫刀廣爾誅堅米。白御
 馬能前足爪後足爪踏立事波。大宮能内外御門柱乎。上津
 石根爾踏堅米下津石根爾踏凝之振立流事波耳能彌高
 爾天下乎所知食左牟事志太米白鵠乃生御調能玩物登。
 倭文能大御心毛多親爾彼方能古川岸此方能古川岸
 生立若水沼間能彌若叡爾御若叡坐須須伎振遠止美乃
 水乃彌乎知爾御哀知坐麻蘇比乃大御鏡乃面乎意志波
 留志天見行事能已登久明御神能大八島國乎。天地日月
 等共爾安久平久知行牟事能志太米止御禱神寶乎擎持

氏神禮自利臣禮自登恐彌恐彌毛。天津次能神賀吉詞白
 賜久登奏。

祝

祝

詞終

附

附錄

六四

中臣壽詞

現御神止。大八島國所知食須。大倭根子天皇我御前仁。天神乃壽詞遠稱辭定奉良久止申須。

高天原仁神留坐須。皇親神漏岐神漏美乃命遠持天。八百萬乃神等遠集倍給天。皇孫尊波高天原仁事始天。豐葦原乃瑞穗乃國遠安國止平介久所知食天。天都日嗣乃天都高御座仁御坐天。天都御膳乃長御膳乃遠御膳止千秋乃

五百秋仁瑞穗達平介久安介久由庭仁所知食止。事依志奉兵天降坐之後仁中臣乃遠都祖天兒屋根命皇御孫尊乃御前仁奉仕氏天忍雲根神遠天乃二上仁奉上氏神漏岐神漏美命乃前仁受給波里申仁皇御孫尊乃御膳都水波宇都志國乃水爾天都水遠加氏奉牟止申世止。事教給志仁依氏天忍雲根神天乃浮雲仁乘氏天乃二上仁上坐氏神漏岐神漏美命乃前仁申世波天乃玉櫛遠事依奉此玉櫛遠刺立氏自夕日至朝日照萬氏天都詔戶乃太詔刀言遠以氏告禮如此告波麻知波弱蒜仁由都五百篁生

出牟自其下天乃八井出牟此遠持天。天都水止所聞食止事依奉支如此依奉志任任仁所聞食由庭乃瑞穗遠四國卜部等太兆乃卜事遠持氏奉仕氏。悠紀仁近江國野洲主基仁丹波國冰上遠齋定氏物部乃人等酒造兒酒波粉走灰燒薪採相作稻實公等大嘗會乃齋場仁持齋波利參來氏今年十一月中都卯日仁由志理伊都志理持恐美恐美母清麻波利仁奉仕利月內仁日時遠撰定氏獻留。悠紀主基乃黑木白木乃大御酒遠大倭根子天皇我。天都御膳乃長御膳乃遠御膳止汁仁毛實仁毛赤丹乃穗仁毛所聞食

氏。豐明仁明御坐氏。天都神乃壽詞遠稱辭定奉留。皇神等母。千秋五百秋乃相嘗仁。相宇豆乃比奉利。堅磐常磐仁齋奉利氏。伊賀志御世仁榮志米奉利。自康治元年始氏。與天地月日共照志明良志御坐事仁。本末不傾茂槍乃中執持氏奉仕留。中臣祭主正四位上行神祇大副大中臣朝臣清親壽詞遠稱辭定奉久止申。

又申久天皇朝廷仁奉仕留。親王等王等諸臣百官人等天下四方國乃百姓諸諸集侍氏。見食倍尊食倍歡食倍。聞食倍天皇朝廷仁茂世仁。八桑枝乃立榮奉仕留倍支禱乎所

聞食 止 恐 美 恐 美 毛 申給 波久止申。

附 錄題

六八

附 錄終

一、祝詞式解題

醍醐天皇の延喜五年に撰定した延喜式の第八卷に收録されてゐる二十七篇の祝詞を世に祝詞式と呼んでゐる。この二十七篇は、當時行はれた祝詞の全部を收めたのではない。延喜式の四時祭に列舉してある諸祭を對照して考察しても、重要な祭事の祝詞で洩れて居るものもあるから、蓋し古くから用ゐられたものを列舉したのであらう。されば延喜式八卷即ち本書の首にいふ「凡四時諸祭、不云祝詞者、神部皆依常例宣之、其臨時祭祀詞、所司隨事修撰、前祭進官經處分、然後行之」ともあつて、祝詞式にのつてゐない諸祭のものは常例によつて奏し、其他臨時祭のものは、その都度神祇官が起草したのであらう。

祝詞式の祝詞が制作された時は、今日調査すべき材料はないが、恐らく國家的祭祝の發達した頃のもので、大部分は奈良朝以前の制作であらう。本居宣長は比較的古い祝詞は大寶令の頃に作られ、中には天智・天武の御代のものもあらうといつてゐる。文體から考へても、大祓や出雲

國造神賀詞、中臣壽詞、祈年祭は古色を帶び、春日祭、平野祭及伊勢神宮諸祭は新しい文である。これ等祝詞の作者も全く不明であるが、延喜式八卷（即ち本書の卷首）にある「凡祭祀祝詞者、御殿、御門等祭。齋部氏祝詞。以外諸祭、中臣氏祝詞」とあつて、大殿・御門の二祝詞は齋部氏に屬し其他は中臣氏に屬してゐたことから推しても、朝廷の祭祀に奉仕してゐたこの二氏が制作に深い關係のあることは確かである。「東西文部」、「出雲國造」は表題の通りで所屬は明かである。

内容は祝詞の精神の異なるにつれて違つて居ても、皇室の長久、國家國民の繁榮を祈願するところが主となつて居る。芳賀博士はどの祝詞も大凡二部に別けられる。而も其一部は祭祀の本縁或は祭神に關する神話・傳説を述べ、其二部は神徳を讃へて幣帛を稱へ、祈願の旨をのべる。これ等は古い型のもので、新しい型のものは一部を缺いて祈禱の詞が長々とのべてある、而して延喜式の祝詞はその主要な歴史傳説が除去されてゐるといつて居る。

形式は修辭に全力を注ぎ、詞を飾り、句を整へ、冗漫の中に悠長な感じを與へ、韻律をふんで、聲調を莊重ならしめて居るが、一定の型に泥んで變化なく、文學的價値は極めて少い。

二、祝 詞 解 題

新 年 祭

「名義と時」「キネンサイ」ともいふ。「トシ」とは稻の事をいふ。この祭事は、陰曆二月四日に、その年一年間、風雨の災なく、穀物が豊にみのるやうに神祇に祈願する祭で、神祇官及び國司廳で行はれ、明治七年以後は皇靈殿（二月四日）賢所御殿（同十七日）で執行せられる。

【註】神祇官とは古昔神祇に關係する一切の事務を掌つた役所。太政官の上位である。明治初年にも一時太政官と對立して設置せられた。○國司廳とは古昔六十六國及二島に置かれた地方官の役所である。○この祝詞は古昔神祇官での祈年祭に、諸社の神主・祝部達を集めて読み聞かせられたもので、明治以後のものは法規の祭祀令に掲げられてある祝詞である。

〔起原と沿革〕公事根源、二十二社註式、年中行事秘抄には天武天皇白鳳四年に始るとしてある。祝詞考は崇神天皇の御代といふ。文武天皇慶雲三年甲斐信濃等の十九社が始めて祈年祭幣の例に列せられた。其後桓武天皇延暦十七年に祈年の幣帛を奉られた事が出て居る。宇多天皇寛平五年の太政官符には京畿其他の國々の大小五百五十八社に幣帛を奉られた。延喜式を考るにすべて三千一百三十二座が悉く祈年祭に預つて居る。祈年幣には官幣國幣の別がある。官幣にあづかる社は七百三十七座即ち神祇官より幣帛を獻するのである。この内幣を案上に奠する大社は三百四座で、之を案上官幣といふ。その他は案下官幣である。國幣は國司の祭る社で、これは大社百八十八座、小社二千二百七座、合はせて二千三百九十五社である。龜山天皇の頃から、幣帛を神祇伯の許に置いて頤みられないことがあり、又儀式も漸く衰へて、應仁以後は大亂で全く絶えてしまった。其後、東山天皇の元祿頃に再興の御企があつたが行はれず、明治二年に至つて始めて再興せられ、神宮を始め、全國の官國幣社に幣帛を供進せられる事となり、其後更に大正二年十一月に、府縣社以下の神社に對しても、奉幣せしめられる事となつた。

春　日　祭

〔名義と時〕春日祭は、奈良市春日神社の祭禮で、祭は古昔は二月・十一月の上の申の日に行はれ、現今は三月十三日に執行される。

〔註〕春日神社の祭神、一殿は茨木縣の鹿島に祀られる武甕槌命、二殿は千葉縣の香取に祀られる經津主命、三殿は大阪府の枚岡に祀られる天兒屋根命、四殿は同社比賣神。故に春日四所の大神と申す。藤原氏の氏神であつた。明治四年五月官幣大社に列せられた。

〔起原と沿革〕春日神社草創の年代は確でないが、元明天皇の和銅二年説が一般に信じられてゐる。さてこの春日祭は清和天皇貞觀元年二月及十一月に行はれた祭事が、後に恒例となつたのである。二十二社註式は清和天皇貞觀元年十一月九日之を始むといつてゐる。或は文德天皇の仁壽三年に始まるともいつて居る。又、一代要記・春日社記・諸神記には仁明天皇の嘉祥三年に始めて行ふとしてある。貞觀以後は年々行はれたが、室町時代になつて藤原氏の勢力が衰へた爲に、行はれない年が多くなつたが、孝明天皇の元治二年二月十八日、復古して敕使を

遣はされ、爾來今日まで盛大に行はれて居る。

廣瀬大忌祭

〔名義と時〕奈良縣北葛城郡河合村にある官幣大社廣瀬神社の祭事で、四月四日及び七月四日に行はれ、現今は四月四日が例祭である。風災を鎮め穀物の豊熟を禱願する。龍田神社と同日同時に行はれるから、廣瀬龍田祭ともいふ。

〔註〕廣瀬神社の祭神は若宇加乃賣神（五穀を守る神即ち倉稻魂命）また大忌神・廣瀬河合神ともいふ。○七月四日は單獨の祭事である。○この祝詞は敕使が神社に參向して祭祀を營むことを神主祝部達に申し聞かせるもので、直接神に申す詞ではない。

〔起原と沿革〕崇神天皇の御代に河合村の里長に神託があつて建立したと廣瀬縁起に見えて居る。延喜式には天武天皇の四年四月に、大忌神を廣瀬河曲に祭らしめ、翌五年七月また此事があつて、爾來恒例になつた。延喜式案上官幣、後二十二社の一に列す。

〔註〕二十二社とは朝廷で奉幣の都合上で定めた二十二ヶ所の神社、一種の社格である。

伊勢大神宮・石清水八幡・賀茂明神・松尾神社・平野神社・稻荷神社
春日神社・大原野神社・大神神社・石上神社・大和神社・廣瀬神社
龍田神社・住吉神社・日吉神社・梅宮神社・吉田神社・廣田神社
祇園神社・北野神社・丹生神社・貴布禪神社

龍田風神祭

〔名義と時〕奈良縣生駒郡三郷村にある官幣大社龍田神社の祭事で、古昔は四月四日、八月十二日に行はれ、現今は四月四日が例祭である。風の災をさけ五穀の豊熟を祈る。廣瀬神社と同日同時に行はれる。

〔註〕龍田神社の祭神は天御柱命、國御柱命（風神で御名を級長津彦命、級長戸邊命といふ）○八月十二日は單獨の祭である。

〔起原と沿革〕崇神天皇の時に五穀の稔らぬ年があつて、天皇は深く御心をなやまされたが、ある夜、此神が顯れて、吾が宮を定めて齋き祭れば豐年をうるといはれたといふ夢を見ら

れて、この宮は創建されたのである、天武天皇三年に風神を龍田立野に祀り、翌年また祀る、これより風神祭は始められたのである。清和天皇の貞觀年間、廣瀬の神と共に祈られる事となつた。案上官幣である。

【註】奈良文化第八號所載澤潟氏論文參照。

平野祭

「名義と時」京都市上京區平野宮本町にある官幣大社平野神社の祭事で、古昔は四月・十一月の上の申の日に行はれたが、現今は四月二日に執行される。

【註】平野神社の祭神は今木の神・久度の神・古開の神・比咩神である。後世は祭神を仁德天皇とするともいふ。或説には今木神は日本武尊で源氏の氏神。久度の神は仲哀天皇で平氏の氏神、古開は仁德天皇で高階氏の氏神、比咩神は大江氏の氏神である。伴信友は今木神は桓武天皇の御母君高野皇太后の遠祖百濟國王を祀つたもので、比咩神は桓武天皇の外祖母大枝真妹の祖神であるといつて居る(蕃神考)。要するに古開の神は詳でない(國史

大辭典其他による)。○久度神は竈の神をいふ。○古開は古闘ともいふ。何れが正しいかは不明である。

「起原と沿革」續日本紀に延暦十三年十一月田村後宮今木大神を奈良田村よりうつして平野社を建立したとあつて、久度・古開・比咩神合祀の時は詳でない。延喜の制で名神大社に列し、後二十二社の一に列す。祭事のはじめは詳でない。祭祀には皇太子必ず社頭に參向し、大江・和氣の氏人も見参にあづかる例となつて居た。

久度古開

「名義と時」久度神は神名帳に大和國平群郡久度神社とあるが、現在では所在すらわからぬ。古開神に至つては全く記されたものがなく、古開の「開」の字さへ、古闘古開と二様にかいてゐる、古來色々の附會な説も出て居るが信頼すべきものがない。

【註】神名帳。延喜式五十卷のうち第九、第十の卷が神名帳で、この二つの卷に登載せられたる天神地祇、すべて三千一百三十二座である。

六月月次祭

准之

〔名義と時〕單に月次祭ともいふ。「ツキナミ」は月並の義で、もと毎月神々に國家の安穩と、守護し賜る神徳を報謝して、なほ將來の幸福を祈られた事が、後に六月十一日と十二月十一日との兩度にあつめられて祭られる式となつたものである。さて六月の月次祭には七月より十二月迄の幣帛を頒ち、十二月の月次祭には一月より六月までの月次祭の幣帛を頒されたのである。この祭にあづかり給ふ神はすべて三百四座で、當日は神祇官又は中和院で諸神を祭り、集つた神主祝部等に幣帛を頒つて、それ／＼の社で奉幣せしめられる事は新年祭と同じであつた。隨つてこの祝詞は、神祇官で集つた神主・祝部によみ聞かせたものである。

〔起源と沿革〕この祭の起源は新年祭と同じく詳でないが、文武天皇の大寶二年七月に始まり、十一日を祭日とする、大寶令の規定がものに見えた始である。中世源平騷亂の時代でも絶える事なく執行されたが、應仁の亂とともに全く廢絶されてしまった。

大殿祭

〔名義と時〕大殿は皇居。「ホガヒ」は祝の延音である。ホガヒ神今食・新嘗祭・大嘗祭の前後に、宮中で屋船の神を祭つて皇居に災害なく平安であることを祈られる神事である。又、皇居の遷移、齋宮さいなん齋院さいいんを卜定された後等にも臨時に行はれる。

〔註〕屋船の神は屋船久くのちの久運命、屋船豐宇氣姬命、大宮賣命の三神をいふ。○神今食、古昔は六月及十二月の十一日(陰曆)の夜、天皇親しく伊勢の大神に齋膳を供へられた神事。

○齋宮 古昔天皇即位の時毎に、伊勢の神宮に奉仕せしめられた未婚の内親王又は女王を

申上げる。○齋院 古昔加茂神社に仕へられた内親王又は女王を申上げる。

〔起源と沿革〕太古瓊々杵尊が、天太玉命諸部神を帥ひて、瑞殿を興された時に起因する。神武天皇が櫛原に都を定められた時、天富命はこの式によつて殿祭をせられた。爾來事ある時に當つてこの式は行はれた。

御門祭

〔名義と時〕 大殿祭とともに行はれたもので、令_三豊磐間戸命、櫛磐間戸命守_二衛殿門の二神を祀つて皇居四面の門を鎮護し、邪神の禍を防ぎ、その平安を祈願せられる神事である。又大殿祭の如く臨時に行はれた事もあつた。

〔註〕 古語拾遺天石窟の條に、爰令_下天手力雄神引_上啓其扉、遷_中座新殿上、則天兒屋命太玉命、以_三日御綱_二廻_一懸其殿、令_三大宮賣神侍_二於御前、令_三豊磐間戸命、櫛磐間戸命二神守_二衛殿門_一とあるによつて考へると、大殿祭に大宮賣命を配祭し、御門祭にこの二神を配祭したものと考へられる。又古語拾遺の卷末に列舉してある所遣に、凡奉_レ造_ニ神殿_一者_二、齊部殿祭及門祭、訖仍可_ニ御坐_一とあるのを見ても同時に行はれたもののやうである。

〔起原と沿革〕 神武天皇奠都に當つて、天富命齋部の諸氏を率ゐて宮門に此二神を祀られたことに起因するものの如し、延喜の制によると、此二神は宮城四方の御門にしづまりまして、神祇官の案上の幣帛にあづかることになつてゐる。

六月晦大祓

准_レ之十二月

〔名義と時〕 六月の晦日に宮城の朱雀門で行はれる大祓の時によみ聞かせる祝詞で「名越の祓」ともいふ。「ナゴシ」は和の義で、八雲御抄にも「邪神を祓ひなごめる祓」ととかれてゐる。この祓は一人一己の祓ではなく、廣く諸人の祓である。さて、大祓には恒例と臨時の二種がある、臨時大祓は「つみ」「けがれ」のある時臨時に行はれ、恒例大祓は六月と十二月との晦に行はれる。恒例の大祓には、官より祓物を出して、百官が一月より六月までの間に犯した罪穢を六月に、七月より十二月までの間に犯した罪穢を十二月に祓ひ清められる。

〔起原と沿革〕 祓は我國上代の風習であつて、朝廷のみならず、民間でも一般に行はれた事である。而して、伊邪那岐大神が黄泉國にゆきませる時の穢を清められるために、筑紫の阿波岐原^{アハラ}で御禊祓を遊ばされ、又須佐の男命に祓物を科せてその罪を贖祓はれたことの如きが上代に語り残されてゐる例であらう。上古六月及十二月の晦日に百官悉く朱雀門に集り、各その過ち犯した種々の罪穢を祓ひ清められる行事は何時の頃からか詳でない。而して、延喜の頃まで

は極めて嚴肅に行はれたやうであるが其後は形ばかりになり應仁以後は僅に型ばかりのものが宮中で行はれてゐた。それが、明治四年に舊儀復興とともに、毎年六月三十日と十二月三十一日に禁中で行はれる事となつて今日に及んでゐる。

【註】公事根源に、此の日諸社にては、淺茅を以て輪を作り、茅の輪又は菅貫と稱へ、參詣人をしてこれをくぐらしめて祓を修める。越ゆる時は「みな月のなごしの祓する人は千年の命のぶといふなり」の歌をとなへると申し傳へはべる。然るに法性寺關白日記には「思ふこと皆つきぬとて麻の葉をきりにきりてもはらへつるかな」の歌を詠すべしと見えてゐる。

東文忌寸部獻横刀時呪

西文部
准此

〔名義と時〕東・西は二氏の人々の住居して居た土地の稱。忌寸は「カバネ」なり。(大和と河内は大和の皇居の東西に方るから、かく書いたのである。)この文部の祖は漢土の百濟から歸化した者で、後裔は代々史籍の事に預つて居た。六月と十二月との晦日即ち大祓の行はれ

る當日、中臣が大祓の詞を宣る前に、東西の文部が内裏の庭上に參つて、天皇に祓刀と人形とを獻上する時、漢音でよみ上げる呪文即ち祓の詞である。

【註】東文忌寸部「カバネ」(姓)は上古血族の關係で社會の秩序をたてて國家を編制したとき、氏族の名につけて呼んだ稱である。天武天皇の時、八色の姓に改められた。即ち真人・朝臣・宿禰・忌寸・道師・臣・連・稻置をいふ。故に「東に住んでゐる文(役)、忌寸(姓)、部(族)の意である。

〔起原と沿革〕起原は詳でない。鈴木重胤は「漢家に古くから行ひ來つたものを傳へて東西の文部が私に行つた事であつたが、古語拾遺に引いてゐるやうに、履中天皇の御世から二家が禁中に入り、雄略天皇の御代には勢力を得て來たから、何時しか私事が公事に採用されるやうになつたらしい」(適要)とのべて居る。大體當を得た意見である。而してこれが何時までつゞいたものかは不明である。

【註】古語拾遺全一卷。齊部廣成の著で、古事記、日本紀に漏れた物語、故實等を錄したるもの。大同年間の著述に係り、上古史研究上有名なものである。

鎮火祭

「名義と時」火災を防ぐために六月と十二月に吉日を選んで行はれる祭事である。ト部の人々が内裏の四隅で火を置き出し、神事を行ふ。「ホ」は火なり、火神を齋ひ鎮め火災を防ぐ祭事であるから、鎮火祭といふのである。この祭事は陰陽寮が行つて、ト部が神火をきつて祭を行ふのである。公事根源に「此祭禮のあひだ祕術おほく侍るよし承るなり」とあるやうに、ト部の家傳で火を鎮める呪術が行はれたものらしい。

「起原と沿革」明かでない。

道饗祭

「名義と時」ト部が八衢比古・八衢比賣・久那斗の三神を祭つて疾鬼邪神等の京城に入り来るものを、道上で饗を供へて、遮りとどめる神事で、六月・十二月の晦日、或は吉日を選んで内裏の四隅の外廊の道上で行ふのである。

【註】饗は延喜の制では「幣帛に五色薄綿・倭文・木綿・麻・庸布・牛皮・猪皮・鹿皮・熊皮・酒稻・鰐・堅魚・腊・海藻・鹽」とある。

「起原と沿革」起原は詳かでない。大寶の制に「六月・十二月にト部等が京城四隅の道上に牛・猪・鹿の皮を備へて之を祀る。左右京職皆其祭に預る」とあり。又延喜の制は神祇官がその事を行ふことになつて居る。六月十二月の祭は常例であるが、疾疫流行の時は諸國でも之を祭る。室町時代には既に衰へて行はれなかつた。四角四境祭とは別である。

【註】四角四隅祭は陰陽道の祭である。京城の四隅で祭るを四角祭といひ、國の四境にて祭るを四境祭といふ。ともに疾鬼邪神をはらぶ祭事である。

大嘗祭

「名義と時」新嘗祭の事で、新嘗祭は天皇が其年の新稻を以て皇祖大御神を始め、天神地祇を御親祭遊ばされ、又御親らも聞し食し給ふ神事で、延喜式にはオホムべと記してある。オホムベは大新嘗おほにひあを約めた「おほにへ」の轉訛で恐らくは平安朝以後の訓であらう。「オホンベ」

「オホナメ」—「オホニヘ」ともよんて居る。古は毎年行はれる恒例の祭「新嘗祭」も、御一代一度の「大嘗祭」も、ともに大嘗祭といつたのである。祭日は令義解に「仲冬下卯大嘗祭」とあるやうに十一月の下の卯の日（三度卯の日がある時は中の卯の日）と定められてから、此の日に行ふ事になつた。上古は場所も祭日も一定して居なかつたやうである。現今はまづ同月十日に伊勢神宮に奉幣使を派遣せしめられ、二十二日に鎮魂祭があつて、二十三日御親祭あらせられる。この日幣帛を獻る社は大社三百四座である。

【註】庶人新嘗。大嘗又は新嘗祭は、天皇が新稻を聞し食し給ふ神事であつて、これと同じやうに民間でも、鎮守の社にあつまつて新嘗を行つたやうである。これを庶人新嘗といふ。この事の記録にあるものは、書紀に天稚彦が新嘗の床に臥してゐて、反矢に中つて斃れた時の記事中を始め、萬葉集にも風土記にも出て居る。

【起原と沿革】天照大神が、これを行はれた事は、天皇親祭の起原で、天稚彦が之を行つた事は庶人新嘗の始である。而して皇極帝の朝に大寶令の制定せられる迄は、大嘗新嘗の區別もなく、祭月も祭場も一定してゐなかつた。其後朝綱弛廢し、用途の御不足などによつて、祭儀

は舊のやうに盛でなく、後花園天皇の寛正以後二百二十年間は中絶してゐたが、東山天皇貞享五年、新嘗御祈といふ事が興り、爾後毎年吉田の神祇官代での事を施行し、朝廷からは神饌を奉られた。其後櫻町天皇の時再興せられて舊儀に復し、かくて現今では國の大祭として行はれてゐる。

古は中和院内の神嘉殿で行はれたが、大内裏の制が廢れた後は神祇官で、再興の後は紫宸殿の神嘉殿で行はせられ、明治天皇東遷以後は山里の御庭に神嘉殿を設けて行はせられ、現今は禁中の神嘉殿で行はせられる。祭日は十一月二十三日で、明治六年改暦の時、干支による古制の十一月下の卯の日がこの日に相當したからである。

鎮魂齋戸祭

中宮、春宮、齋戸祭亦同

【名義と時】十一月中寅日に行はれた鎮魂祭の時の天皇の御魂緒を十二月の吉日に神祇官の西院に鎮め祭る時に、中臣がよむ詞である。

【註】鎮魂祭とは天皇の御魂を鎮め安じて、御代長久を祈り奉る祭である。即ち人の魂は天

地の間にあるが故に、身體の中に鎮め奉る爲に神魂・高御魂・生魂・足魂・魂留魂・大宮女・御膳魂・辭代主の八座を祭つて鎮魂の祈願をする。○イハヒドは齋處の意味で、神祇官の西院にある八神殿に並んである殿舎で、齋部殿とも祝殿ともいふ。○分註の「中宮、春宮、齋戸祭も亦同じとあるは同時に行はれる事をさす。

〔起源と沿革〕 鎮魂祭の起源は、舊事本記にある。天神本紀に「饒速日尊降臨の時 天神が天つ璽の瑞の寶十種を授けてもしやむ時があつたら、此の十種の瑞寶をとつて、一二三四五六七八九十と唱へて振れ、ゆらくと振れ、かくすれば死人も蘇るであらう」と詔されたと傳へて居る。後、神武天皇元年十一月に饒速日命の御子宇摩志麻遲命が右の十種の瑞寶によつて、天皇皇后の御魂を鎮め奉つて聖壽の長久を祈られた事が、毎年の恒例となつて、爾後行はれたのである。この祭事は後代になつて、漸く簡畧になり、後、神祇官が荒廢した頃は殆んど形式的の祭事が帳舎の中で行はれたに過ぎなかつた。後中絶し、其後三百五十年をへて光格天皇の頃に再興せられ、神祇官の再興した明治二年以後はその神殿で行はれ、六年改暦とともに新嘗祭の前日十一月二十二日綾綺殿で行はせられることとなり、今日に及んで居る。

さて齋戸祭は延喜式に始めて見えてゐる。即ち四時祭十二月の條に、「鎮御魂齋戸祭（下界）右此官齋院に於て中臣事を行ふ」とあるから、十二月の吉日を選んで、神祇官の齋院で行はれたのである。

【註】 齋戸は神祇官の齋院にある神殿で、三所齋戸衣、（天皇・中宮・東宮は三方の御魂代の御衣）と中臣が鎮魂祭の時、結び奉つた木綿の御魂緒とを奉齋するところである。○ 鈴木重胤の説によれば御衣と御魂緒を納めた御魂筥を齋戸殿にうつし奉る時に齋戸祭が行はれる。鎮魂祭に祝詞がなくて、この方にあるわけは、鎮魂祭は一種の呪術であるから、祝詞をよまないが、齋戸祭は神祇官の八神並に大直日神を祭つて、天皇中宮東宮の御魂を神殿に鎮安するから、祝詞を奏する必要があるのである。

伊勢大神宮

【註】 これより以下九篇は伊勢の皇大神宮と豐受大神宮とに用ひられる祝詞をのせられたもので、前の祝詞と區別して、この題目をあげ、而して各祝詞を列舉されたのである。其中

には敕使が神前に奏するもの、宮司が奏上するもの等の種類がある。

伊勢の大神宮即ち皇大神宮は、三重縣宇治山田市にあつて、古は度會宮・磯宮・宇治宮などと稱へ、拆釧五十鈴宮、大神宮といひ、後世は豐受大神宮を外宮といふやうになつて、専ら内宮とよぶ。朝廷では宗廟ととなへられる。祭神は天照大神（御靈代、八咫鏡）相殿神二座 左方を天兒屋根命（御靈代、弓）右方を天太玉命（御靈代、劍）。皇孫瓊々杵尊降臨の時、大神は八咫鏡を授けられて、「これの鏡は専ら我が御魂として吾が前に拜くが如くいつきまつれと仰せられ（古事記）」より爾來世々皇居に奉安せしめられたが、崇神天皇の六年になつて、皇女豊鍬入媛命に命じて、倭笠縫邑に移し奉り、更に八十年の後、垂仁天皇二十五年に、大御神の御教示によつて、今の地に鎮め奉つたのである。古來品位の階なく、一宮の稱もない。諸神とは伍し給はぬのである。往時は、皇女を以て齋宮として、祭祀を奉侍せしめられた。大祭に新年祭、神衣祭、月次祭、神嘗祭とがある。其他五節句にも祭事がある。別宮に荒祭宮・伊左奈岐宮・月讀宮・湯原宮・湯原並宮・伊雜宮・風日祈宮がある。

一月新年。六月・十二月 月次祭

〔名義と時〕 二月の新年祭と六月・十二月の月次祭の折には、朝廷から御使がたつて（中臣氏）幣帛を獻ぜられる、この時申される祝詞がこれである。一部の祝詞をかへて三つの祭事に使ふものであるから、合はせてかく題をつけたのである。凡そ神祇官で行はれる新年祭は二月四日で、諸社の神主、祝部を召して幣帛を賜ひ、之をそれぞれの社に獻らしめられるのであるが、大神宮には特に敕使を遣はして供進せしめられる（二月四日）のである。新年祭は上古は二月十二日であつたが現今は二月十七日である。月次祭は六月・十二月ともに四日に奉幣使の發遣があつて、十七日に施行せられる。

〔起原と時〕 神祇官の新年祭は崇神天皇の御代に始つて居るから、隨つて伊勢の新年祭も同じ頃であらう。上古は二月十二日に行はれたが、鎌倉時代には一時九日に變更されてゐる、而も明應の頃から勅使の發遣も廢せられ、祭事も中絶して居たが、明治二年奉幣使發遣のことが再興せられて祭儀も復活して今日に及んで居る。○月次祭も上古は盛大であつたが、新年祭

と同じく漸く略式となり、應仁以後は中絶して居たが、明治五年幣帛を奉られる例になつて今日に及んで居る。

豐受宮

〔名義と時〕 豊受大神宮は三重縣宇治山田市にある。内宮に對して外宮といひ、内宮を去る西北五キロ、皇大神宮と併せて二所大神宮と稱する。豊受宮の祭はすべて皇大神宮の祭の前日に行はれる。

〔註〕 祭神は豊受比賣の神。○この祝詞は大神宮の祈年月次祭に奉幣使の申されるものである。豊受大神宮は、もと丹波國與謝の比沼の真奈井原（後丹後に入る）に鎮座せられたのを、雄略天皇の朝になつて、皇大神の御託宣によつて、此の地にうつし奉られた。皇大神宮遷座後殆ど五百年の後である。延喜式の制は祈年・月次・新嘗の案上官幣にあづかる。天慶五年外宮の號おこり、内宮と併稱するやうになつた。

四月神衣祭

九月
准レ此

〔名義と時〕 大神宮で神服部等が三河の國の赤引の糸で、和妙の御衣を織り、麻績連が麻を績んで荒妙の御衣を織つて、皇大神宮及荒祭宮に奉る祭事である。古昔は四月・九月の十四日、現今は五月・十月の十四日に行はれる。

〔註〕 この祭事は外宮では行はれない。○織りあげた御衣は服部、麻績氏等が各潔齋して、祭の月の一日から織りはじめて、十四日にこの祭事を行ふのである。○和妙はカヂの木の皮で織つた布で織目のかまかいもの、荒妙は同じく目のあらい布である。

〔起原と沿革〕 太古天照大神石窟に隠坐ました時、長白羽神は麻を植ゑ、天日鷦鷯神、咋見神は木綿を植ゑ、天羽槌雄神は文布を織り、桑を植ゑ、蠶糸を織つて大神の御衣を織らせられた事に始まる。垂仁天皇の時、神宮を建てられる折、八尋機屋を宇治にたてて、神衣を織らせられたが、孝德天皇の時に一時中止せられ、天武天皇の時、更に神服・麻績の兩機殿を建てて神衣を奉り、文武天皇の大寶元年この制を定められた。應仁以後、祭式も廢絶してゐたのを、元祿十

二年再興せられて、今日に及んで居る。

六月月次祭

准十二月此

【註】これは前條の六月・十二月の月次祭の折に奉幣使の祝詞が済んでから、宮司が彌宜以下ミイイの神職に申し聞かせる祝詞である。

九月神嘗祭

〔名義と時〕「カムニヘノマツリ」とよみ、又「カムアヘノマツリ」とも訓まれて居る。後世は訛つて、「カムナメマツリ」といふ。即ち神新饗カモヒナカを約めたので、新穀の豊穫を告げ奉るために今年の初穂を諸神に先立つて奉る祭である。九月十七日に行はれたが、明治十二年以後は十月十七日と定められた。廣く天神地祇を祭らせられるのは、新嘗祭（大嘗祭）で、神嘗祭は大神宮のみの祭事である。

〔起原と沿革〕神嘗祭の濫觴は二十二社註式によつて、垂仁天皇の御代とされて居て、文武

天皇の大寶令にも神嘗祭の名は見えて居る。元正天皇養老五年九月十一日に使を遣はして、幣帛を奉られたことから、十一日が恒例となつた。後朝綱弛廢とともに奉幣使のたつことが中絶し、後土御門天皇の末頃に祭事も全く廢されてしまつた。後光明天皇正保四年に諸祭を再興せられ、孝明天皇元治元年に荷前の調絹及び幣馬を奉納することが再興せられ、明治四年古例の如く九月十七日に行はれ、明治十二年より十月十七日に定められて今日に及んで居る。時を同じうして、禁中でも賢所の便殿で、神宮遙拜の式を行はせられる。

【註】祭日は前月晦日、齋王は尾野湊にのぞんで御禊あり、九月十日離宮院にて祭に從事する神官達を卜定し、十六日まづ豐受宮を祭る。其儀は前日の朝夕の御饌、及び、黑白二酒を供し、祭日更に拔穂の稻を供し、懸稅の稻を内外の玉垣にかける。拔穂の稻とは、神職の自ら穂を抜きたるものにして、懸稅の稻とは、神部・神戸より献れるものなり。此日齋王、木綿籠をつけ、太玉串を執りて御拜あり。其後忌部幣帛を捧げ、中臣宣命をよみ、宮司恒例の祝詞をよみ、次に幣帛を寶殿に納め、奉幣使以下退出。十七日皇大神宮を祭る。其事豐受宮に同じ。（古事類苑、神祇部）

豐受宮同祭

【註】これは豊受大神宮の神嘗祭に敕使中臣氏が申す祝詞で、祭事は皇大神宮の前日即ち九月十六日に行はれ、勅使は内宮と同一人である。

同 神嘗祭

【註】兩大神宮の新嘗祭に宮司が、皇大神宮の御前で申す祝詞である。豊受大神宮の折は、例によつて、文中の「天照坐皇大神乃大前爾」を「豊受皇神爾」としたり、九月十七日を九月十六日に改めたりするのである。

齋内親王奉入時

〔名義と時〕齋内親王とは大神宮にいつき傳^{かづ}き給ふ皇女のことで、天皇歴代毎に、御即位の始未だ婚嫁し給はざる皇女一人をトヒ定められ、これを齋内親王とし、神宮に差遣して奉持の

任に當らしめられる。この齋内親王を大神宮に奉仕せしめられる時、このことを神に申される祝詞である。「サイグウ」といひ、又「イツキノミヤ」と訓す。略して齋王、御仗代、又御居所が多氣郡にあることから、「タケノミヤ」といふ。齋王の任期は天皇御在位の間で、御代が更れば齋王は御退去になつて新しい齋王が定められるのである。

〔起原と沿革〕崇神天皇六年に皇女^{とよますひめのみこ}豊鉄入姫命に命ぜられて、天照大神を倭の笠縫邑に祭らしめられたのが始で。ついで垂仁天皇の二十五年に倭姫命をして、豊鉄入姫命に代つて齋宮として奉齋せしめられた。是を御仗代といひ、齋宮のはじめである。其後、成務天皇より安康天皇まで中絶し、其後或は廢せられ、或は奉齋せしめられたが、後醍醐天皇以後は廢絶せられた。精しくは齋宮人名表（國史辭典等にあり）を見よ。

〔註〕齋王の御年齢は一定してゐない。二三歳の御幼少の方もあり三十歳の方もある。ト定された方は、まづ宮城内の便所に移られる。後城外に新宮を作られる。これを野宮といふ。明年八月野宮に入り、潔齋三年にして伊勢に發向せられる。是を群行といふ。當日は天皇大極殿に出御、中臣を召して宣命を賜ひ、新に齋王に侍せしめられる。其後齋王を召

されて親しく櫛をとられて御額に加へられる。之を別の櫛と申す。歸京せられる時は使を遣はして大神宮に告げ奉迎使をたてられる。

遷奉大神宮祝詞

豐受宮
准此

〔名義と時〕 大神宮の御造營が畢つて遷し奉る時の祝詞である。豐受宮も亦この祝詞を用ひる。内宮外宮ともに二十年に一度造り替へられることが規定である。

〔註〕 遷宮は預め宮地二所を定めて置いて、正殿、寶殿及外幣殿、皆新材を操て造營し、更に遷し奉る。之を式年といふ。外宮は九月十五日、内宮は十六日を正遷宮の式日と定め、後世に至るまで改まることがない。なほ精しくは古事類苑神祇部を見よ。

〔起原と沿革〕 式年制が始めて物に見えてゐるのは、天武天皇の白鳳十四年で、式事制定以來第一次の御遷宮は持統天皇の四年に内宮を、同六年に外宮を造り替へられた事である。爾來二十年毎に行はれて、南北朝頃まで勵行せられたが、永享六年外宮、寛正三年内宮の遷宮があつてから約百年間は式年制も中絶したが、永祿天正の頃から再興されて、昭和四年十月の御

遷宮まで五十八回に達してゐる。

〔註〕 宣長は「この祝詞の文は、ただ御裝束、神寶をたてまつり給ふ時の祝詞にして、遷宮の文にあらずいかが題を書き誤れるなるべし。」といつてゐる。(後釋附錄)

遷却崇神祭

〔名義と時〕 流行病又は災事異變のある時に、その祟をする神を、京城の外に遷し出し、以て和げ静める爲に行はれる神事の時の祝詞で、随つて某の神と定まつた神もなく、時日なども定まつて居ない。

〔註〕 この祭事と、道饗祭との比較研究は古來の學者が色々に述べて居る。ついて研究せられたい。但し、道饗祭は妖魔鬼神が京城に入り来るやうに八衢彦等の神を祭るもので、この祭祀は道饗祭を行つたにも拘らず、邪神が京城に侵入して、災事異變をなした時に、邪神の心を和げて、遠く邊地に遷し却ける爲の祭をしたのである。

遣唐使時奉幣

〔名義と時〕 唐使とは、支那の唐の時代に我邦から遣はした公使で、佛教の傳授、内政の改革、文化の開發に必要な制度文物を輸入するのを目的として行つたのである。この船路は難波三津崎から乗船して博多に寄港し、一路大陸に向ひ。或は朝鮮を經由し、或は山東に上陸して、支那長安の都に至るといった道順である。この祝詞は船出する時、住吉神社に勅使を遣はされて、幣帛を奉られる時の祝詞である。

〔註〕 住吉神社は大阪市住吉區にあつて、祭神は底筒男、中筒男、上筒男の三座である。この三神は神功皇后が三韓を征伐せられて御歸國の時、住吉の津に御鎮座あらせられて往來の船を守るべきよし詔したまひし故、仰に從つて祀られたもので、その後神功皇后をも祀り奉つて四座の神となつてゐる。○遣唐使は孝德天皇白雉四年、小山上吉士長丹を大使として遣はされた事に始り、爾來桓武帝まで御歴代一回この舉あり（天武・持統・元明・稱徳の御代なし）後、唐の内亂によつて中止し、菅原道眞の上表によつて、全く中止せられたのである。

出雲國造神賀詞

出雲國造者、穗日命之後也

〔名義と時〕 出雲國造が新任した時、朝廷で奏聞する、天皇の大御代を祝福する壽のことばである。神賀詞・神吉事・神賀辭・神壽詞とも書く。「クニノミヤツコ」は上古に於て、國といふ一つの行政區劃を主宰した御臣みやこの意味で、單に「ミヤツコ」ともいふ。出雲の國造は天穗日命の子孫で、代々出雲大社の祭祀を掌つて居たものである。

〔註〕 國造新任の式は、朝廷で行はれた。その時幸負物さきおぶせといつて、色々の物を賜る。國に歸つて後潔齋して、出雲の神を祀ること一年。再び國造は諸部並に子弟をつれて京にのぼり、玉六十八枚、金銀裝横刀一口、鏡一面等の神寶を奉つて、ここにある賀詞を奏聞する。これを後の齋といふ。

(祝詞附錄)

中臣壽詞

〔名義と時〕 天皇御践祚の日、中臣氏が奏聞して、大御代を祝ひ奉る詞である。天孫降臨以来、御代々々中臣氏の白し奉つた壽詞であるから、中臣壽詞といひ、又、あまつかみのよこと天神壽詞ともいふ。
○これは臺記別記の傳へたもので、延喜の祝詞式の中にはないものであるがここに加へたのである。

〔註〕 中臣氏は天兒屋根命より出づ。はじめ瓊々杵尊降臨に當つて、天兒屋根命は天祖の詔を受けて皇孫にしたがひ奉つて、「輔弼」の臣となり、祭祀を掌つた。神と人との和すといふ意味で中臣といつた。累世朝廷に重きをなして居た。後、鎌足が藤原姓を賜つて後、文武天皇の時、意美麻呂神事に供奉して、本姓中臣に復し、世々神祇に關することは、この一族の司ることとなつた。

三、註釋書名

延喜式祝詞解 五卷 延享三年成 賀茂眞淵著

田安侯の命によつて書いたもので一番古いものである。

祝詞考 三卷 明和五年成 賀茂眞淵著

寛政十二年荒木田久老によつて上梓さる。

以上二種は賀茂眞淵全集に收められる。

大祓詞後釋 二卷 寛政七年成 八年刊 本居宣長著
出雲國造神壽後釋 二卷 寛政五年成 本居宣長著

以上二種は本居宣長全集に收められる。

祝詞正訓 安政五年 平田鐵胤刊 平田篤胤著
延喜式祝詞の全部に片假名で訓方をつけたもので、解釋はして居ない。

祝詞講義十五卷 鈴木重胤著
國文註釋全書に收められる。

祝詞略解六冊 明治十六年刊 久保季茲著
考、後釋、講義の諸説の要領を抄録し、間々著者の考を加へてゐる。

祝詞正解二冊 明治十六年刊 青柳高鞆著
祝詞演義二冊 明治十七年刊 船曳鐵門著

以上二種は平易にして穩健、わかり易い書物である。

正訂祝詞式講義一冊 明治二十四年刊 春山頼母著

右は皇典講究所の講義本で、大正十二年震災後に於て、皇國書房で興復重版して居る。

祝詞式講義二冊 明治二十七年刊 大久保初雄著
祝詞辨蒙一冊 明治二十八年刊 敷田年治著

祝詞新講一冊 昭和二年刊 次田潤著

明治書院の發行で、現在刊行の注釋書中完璧なものである。本文は祝詞正訓を底本とし

て諸註によつて校訂し、解釋は語釋、評論、口語譯の三項に分つて、古來の研究を考證して、懇切丁寧に説明してある。

○

大祓のみの参考書は汗牛充棟、實に五十部を下らない。その内重なるものは、前出の本居宣長の大祓詞後釋をはじめ、

- 大祓詞後々釋一卷 藤井高尙著
 - 大祓詞後釋餘考一卷 上田百樹著
 - 大祓詞再釋二卷 平田篤胤著
 - 大祓詞天津苔麻三卷 六人部是香著
 - 天津詔詞太詔詞考四冊 大國隆正著
 - 大祓執中抄三冊 近藤芳樹著
- 等である。

玉鉢百首の中より

つきさかきいづのみたまと天地にいてりとほらす日の大御神
天地の神のめぐみしなかりせば一日ひと夜もありえてましや
たなつものもの木草も天てらす日のおほ神のめぐみえてこそ
朝よひに物くふごとに豊宇氣の神のめぐみをおもへ世の人
いのちつぐくひ物きものすむ家ら君のめぐみぞ神のめぐみぞ

昭和十三年十月十五日印刷

(校訂祝詞式)
定價金五拾錢

著作者

皇國書房編輯部

發行者

兵庫縣武庫郡精道村芦屋字中ノ内千四十九番地

藤原久吉

印刷者

大阪市浪速區芦原町一一八八ノ五

日本印刷製本株式會社

代表者 堀越

複不許
製許

昭和十三年十月二十日發行

發行所

兵庫縣武庫郡精道村芦屋字中ノ内千四十九番地
字中ノ内千四十九番地
東京市溢谷區氷川町二番地
東京市日本橋區吳服橋一三九九〇番目
大阪市東區北久太郎町四三一丁目
大阪市東區北久太郎町四三一丁目
振替東京二三七二丁
振替大阪一七四番

會合
社資
株式

柳林皇
原平學
國

書書書

店店院房

幸郎

幸

幸

國學典講究所出版部

384
379

終

